

令和3年度

八戸市

被災者住宅再建支援事業補助金

東日本大震災で、全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた住宅を解体などし、耐震性能等が向上された住宅を再建する被災者に、費用の一部を補助します。

東日本大震災の
被災住宅再建に対し

最大

100万円
10%

工事費の

補助します!!

重要

今年度申請前に着工したもの又は購入したものを含め、対象要件を満たすものは補助対象となります。

対象要件

- 被災を受けた住宅がり災証明書で、全壊、大規模半壊、半壊のいずれかであること(市外、県外の被災者も対象とする。)、又は福島第一原発事故に伴う避難指示を受け、その旨を示す被災証明書が発行されていること。
- 対象となる建物は、専用又は併用住宅の一戸建て、次のすべての要件を満たすものが対象となります。
 - 八戸市内に新築又は購入すること。(購入は、未入居かつ完成から1年以内。また、増築は除く)
 - 住宅性能表示制度の耐震等級2以上又は、断熱等性能等級4であること。
 - 住宅部分の床面積が50㎡以上であること。

補助限度額

- 新築又は購入に要する費用(設計料、造成工事、外構工事及び各種手数料等の費用は除く)の10%以下で100万円を限度とします。

※ 令和3年度に受付出来るのは、令和3年4月1日以降に着工又は購入し、令和4年3月31日までに、実績報告書を提出することが可能なものに限りです。

ただし、完成が令和4年4月1日以降になる場合で、延長理由の提出が出来るものは対象となります。

エントリー(仮受付)及び補助金交付申請受付期間

令和3年4月1日(木)～

令和4年1月31日(月)

※当補助金は今年度で終了となります。

補助金交付申請前に、まずエントリーが必要です。

エントリーは申し込み順とします。

※予定枠4件に達した場合でも申込みを受付しますが

辞退者が出た場合のみ補助金交付申請が出来ます。

※予定枠内にエントリーの受付をされた方は、補助金

交付申請を令和4年1月31日までに済ませて下さい。

【お問い合わせ先】

八戸市 建設部 建築住宅課 別館 9階

電話 0178-43-2111 (内線) 4558

FAX 0178-44-3220

受付時間 平日 8:15～17:00

E-mail: kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp